

# 礼文町立船泊中学校いじめ防止基本方針

違いを認め合い、感謝と思いやりの心を育てる取組に

## I はじめに

### 1 「いじめ」についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものであり、絶対に許されない行為です。したがって、いじめを克服するには、それが深刻な教育問題であることと社会問題であるという押さえと同時に、どの子にも、どの学校でも起こりうる行為であるというおさえが不可欠です。

### 2 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な記憶や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

### 3 基本方針策定の趣旨及び目的

いじめは全ての生徒に関係する問題であることから、その解決には、

- ①全ての教職員がこの問題と正しく向き合うこと。
- ②いじめを絶対に許さない学校づくりを保護者・地域・関係者の力あわせで進めること。
- ③船中生自らが、いじめに正しく向き合うこと。

だと考えます。いじめの一つもない、楽しい学校づくりを進めるため、この「船泊中学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ問題の克服をめざします。

## II いじめ防止に向けた取組

### 1 「未然防止」という観点から

1年間の教育活動を通じて、全教職員がマネジメントサイクルを意識した指導のポイントを押さえながら、日常実践をより豊かに進めていきたいと思えます。

- ①「わかる・楽しい授業」「主体的に学ぶ授業」の追究と授業改善により、学ぶことへの意欲・喜びを育む。
- ②運動会や船中祭などの学校行事で、自主性と自信を育てる。
- ③生徒会活動をはじめとする縦割り班活動・学年集団活動の取組を通じて、違いを認め合う心、感謝と思いやりの心等、よりより人間関係づくりを進める。
- ④道徳の時間はもとより、学校の教育活動全般を通じて、人権教育の充実を進める。

### 2 「早期発見」という観点から

教職員の危機管理能力の向上を図り、日常の子ども達との生活の中で、ちょっとした変化も見逃さない目を鍛えると共に、生徒指導の基盤を生徒理解に据えながらいじめの早期発見に全力であたる。また、日常の「ほう・れん・そう」を大事にしなが、何か起きたときの迅速な対応ができる体制づくりにも力を入れながら、早期解決をめざして行きます。

- ①教育相談・健康相談・教科相談等の活動を取り入れ、子ども達のサインを受け止められる取組を実施する。
- ②「いじめアンケート」を年2回実施し、子ども達の実態を正しく把握する。
- ③実態調査等で、いじめの実態が明らかになった場合については、かなり深刻ないじめが進行している場合が考えられるため、まずは生徒の生命保護を最優先し、「3の①」を基本に速やかな対処に入る。こうならないよう、前述の①・②の中で実態をつまめるよう、教職員の意識づくりを進める。

### 3 いじめへの対応について

#### ①いじめの対応

いじめはマニュアルでは対応できません。いじめに対する必要な対応方針や対策は、校長の責任で実態に即して都度確立します。その際の基本観点は、次の9点です。

- ・被害者の心身の保護を最優先にした緊急の対策
- ・緊急の教職員集団としての当面、中長期の対策方針と体制の確立
- ・教育委員会等、関係機関との必要な連携・協議を進めること
- ・被害者・その保護者に対する必要な連携・協議
- ・加害者・その保護者に対する教育的指導・カウンセリングの実施
- ・保護者への周知と協力依頼を明確に示すこと
- ・学級・学校としての生徒への指導方針の明示
- ・以上を実践するため、必要に応じて個別のサポート体制を確立する
- ・「いじめ防止対策委員会」の開催

#### ②ネット上のいじめへの対応について

携帯・スマホ等の急速な普及により、犯罪への入り口やネット上でのいじめ・トラブル等が増加しており、礼文町でも事例が生まれています。こうしたトラブル・いじめを防止するために、学校としてもこの分野における学習を早急に行うとともに、子ども達が安心して学校生活を送られるよう、保護者関係機関との連携を進めます。

- ・ネットパトロールの実施
- ・情報モラル教育の充実「道徳の時間、命の学習等」
- ・PTA研修会や子育て講演会等の実施
- ・関係機関との連携

#### ③ 教職員等の研修について

いじめの防止、早期発見、いじめへの対応などが、専門的知識と豊かな人間性によって適切に行われるよう、教職員は必要な研究と修養に努めます。

- ・諸法令、本校基本方針についての校内研修の実施
- ・道研、管内研、町研、サークル等が行う研究会への参加
- ・道、局、教育委員会等が行う研修会への参加
- ・その他

#### 4 年間計画

月	行事予定	P T Aとの共同	未然早期発見	ネット・研修	検証計画・その他
4	入学式 P T A総会	共同方針提案	家庭訪問	校内研修	
5	修学旅行等		アンケート①		
6			教科相談	パトロール	
7	YOSAKOIパ レード 中体連	参観・懇談			いじめ対策委員会① 学校評議員会①
8	運動会				
9				パトロール	
10	船中祭				
11			教科相談、 三者面談	P T A子育て講 演会	
12	プレゼン大 会	参観・懇談	アンケート②	パトロール	
1					
2		保護者説明会			いじめ対策委員会② 学校評議員会②
3	卒業式	参観・懇談	教科相談	基本方針改善	

### Ⅲ 「船中いじめ防止対策委員会」（組織）の設置について

#### 1 目的

校内に「いじめ防止対策委員会」を設置し、前述の基本方針を共通理解し、学校・家庭・地域・各関係者の連携・協力によって、いじめを許さない学校づくりを日常的に進めると共に、いじめが生じた場合（重大事態を含む）の協議・適切な対処を進めます。

#### 2 体制

校長、教頭、指導部長、（当該学年部長）、P T A会長、学校評議員、礼文町教育委員会、その他

#### 3 会議の開催

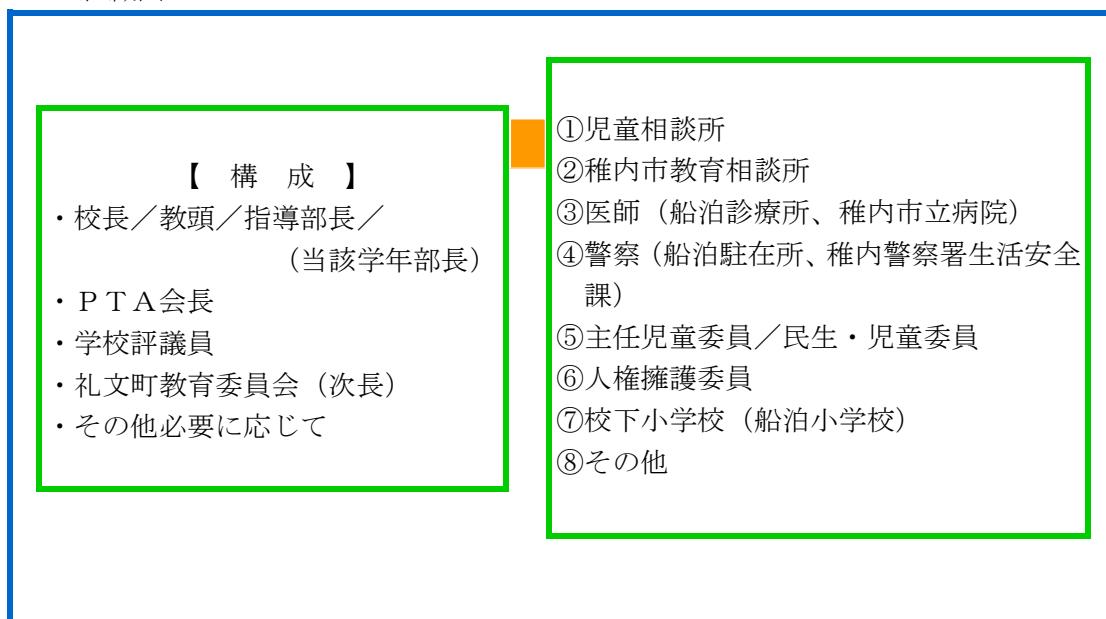
①年2回の会議を開催し、いじめのあるなしにかかわらず、いじめや生徒の現状についての共通理解を図ります。

④その他、いじめの実態が生じた場合等、必要に応じて会議を開催し、必要な協議を進めます。

#### 4 連携機関等

- ① 児童相談所
- ② 稚内市教育相談所
- ③ 医師（船泊診療所、市立稚内病院）
- ④ 警察（船泊駐在所、稚内警察署生活安全課）
- ⑤ 主任児童委員／民生・児童委員
- ⑥ 人権擁護委員
- ⑦ 校下小学校（船泊小学校）
- ⑧ その他

## 5 組織図



### IV 重大事態への対処について

緊急で重大ないじめ事案が生まれた場合、以下の対応を基本とします。

- 1 礼文町教育委員会への報告
- 2 教育委員会の指導及び支援のもと、「調査」と「実施組織」についての実施主体の判断
- 3 学校が実施主体の場合は、Ⅲにより以下を基本に具体的取組を進めます。
  - ① 「調査票」を作成、実施、分析
  - ② いじめを受けた生徒及び保護者への情報提供
  - ③ 礼文町教育委員会への報告
  - ④ 当面の対策方針と中・長期方針の確立、取組の開始
  - ⑤ その他（「Ⅱの3：①～⑨」が対応の基本）